

各小・中学校長 様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（1月7日時点）

令和2年11月30日付、2西海学第301号で令和3年1月11日（月）までの部活動の取扱いについて下記のとおりお知らせしていたところですが、最近の感染状況を踏まえ、拡大防止の観点から、当面の間、現在の取扱いを継続します。

なお、参考として各県立学校あてに通知されている文書を添付します。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1 部活動の実施について

- 部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。
- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 部活動への参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

2 大会等の参加について

- 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流は、実施しないこと。（市内の合同部活動も含む。）
- 大会への参加も原則禁止とするが、中央競技団体等や中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会・県大会等への出場は可とする。ただし、参加の場合は、事前に西海市教育委員会と協議すること。（県HPに掲載の「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。）
- 感染症対策の観点から宿泊は伴わない方が望ましいが、宿泊を伴う場合には、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」を参考として、十分な対策を講じること。